

第 7 4 回群馬県特産品展示即売会開催要綱

第 1 目 的

県内で生産される農産加工品、木竹工芸品及び特産品等を一堂に集めて展示公開し、これらに対する理解と消費の啓蒙を図り、もって特産品の振興発展に寄与することを目的とする。

第 2 名 称

第 7 4 回群馬県特産品展示即売会

第 3 主 催

群馬県特産品展示即売会（群馬県、群馬県特産協会）

第 4 後 援

農林水産省、上毛新聞社

第 5 農林水産祭参加

本会は、農林水産祭参加行事とする。

第 6 役 員

- (1) 会 長 群馬県知事
- (2) 副会長 群馬県農政部長・群馬県特産協会長
- (3) 参 与 群馬県特産協会副会長・群馬県特産協会役員

第 7 事務局

群馬県蚕糸特産課（前橋市大手町 1-1-1 TEL027-226-3092）に事務局をおき、事務局長に群馬県蚕糸特産課長をあてる。

第 8 会 場

群馬県庁県民ホール南（前橋市大手町 1 - 1 - 1）

第 9 会 期

令和 8 年 1 0 月 5 日（月）告知

令和 8 年 1 1 月 1 1 日（水） 9 時 3 0 分～1 1 時 0 0 分 受付

令和 8 年 1 1 月 1 1 日（水）1 3 時 0 0 分～1 5 時 0 0 分 審査

令和 8 年 1 1 月 1 2 日（木）1 0 時 0 0 分～1 5 時 0 0 分 展示即売

第 10 出品者

県内において農産加工品、木竹工芸品、その他特産品等を生産（製造）する者及びその団体で、主催者が適当と認めた者

第 11 審査品

- (1) 出品は、別に定める審査要領のとおりとする。
- (2) 1 点ごとに、審査品出品票（別紙様式 1）を添付し、品名等を明示すること。

また、審査品出品票（別紙様式1）は、令和8年11月4日（水）までに、群馬県蚕糸特産課（前橋市大手町1-1-1 FAX：027-221-8681）へ郵送またはFAXにより提出すること。

- （3）食料品については、審査試食用として各1点提出すること。この場合の審査品は返却しない。

第12 参考品

官庁及び地方公共団体の出品物及び各種試験研究品等とする。

第13 即 売

- （1）即売品は1点ごとに価格を明示すること。
（2）即売については、出品者は必ず販売係員を派遣すること。
（3）即売代金は、展示即売会終了後、売上げ報告に基づき精算する。
（4）出品物中、主催者が適当と認めたものについては、出品者において実演し、この経費は出品者の負担とする。

第14 出店申込

出店申込票（別紙様式2）を、令和8年11月4日（水）までに群馬県特産協会事務局（株針塚農産 渋川市中村66 TEL 0279-22-0381 FAX 0279-24-5424）に郵送またはFAXにより提出すること。

第15 審 査

- （1）審査は、一次審査・二次審査を行うものとする。
（2）一次審査は本会の参与において実施し、二次審査への推薦を決定するものとする。
（3）二次審査は、学識経験者、関係官庁及び関係団体に審査員を委嘱し、別に定める審査要領に基づき審査を行うものとし、審査結果についての異議は一切認めないものとする。

第16 入 賞

審査の結果、優秀な者に対して、次の賞を授与する。

農林水産大臣賞	1点以内
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）賞	2点以内
群馬県知事賞	3点以内
上毛新聞社長賞	1点以内
群馬県特産協会会長賞	6点以内
全国わさび生産者協議会長賞	1点以内

第17 その他

- （1）出品物の搬入・陳列・搬出は、出品者の責任において実施し、この経費は出品者の負担とする。
（2）展示台・その他会場の装飾は、主催者が準備するが、特別の展示台等を希望する場合は、事務局の承認を得るとともに、この経費は出品者の負担とする。
（3）出品物の保管については、主催者において最善の注意を払うが、不可抗力的な事故に対しては、その限りでない。